

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年6月12日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村田 光央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託終了（繰上償還）するための手続きを行うこと等に伴い、平成26年1月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に $2.1\%^{*}$ （税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(12)【その他】

<訂正前>

（前略）

振替受益権について

（中略）

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

振替受益権について

（中略）

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成26年9月26日をもって信託終了（繰上償還）するための手続きを行います。

a. 信託終了（繰上償還）の理由

運用指図に関する権限の委託先であるノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社より、運用に係る投資一任契約の解除の申し出を受けました。これに伴い、ファンドを存続させるために様々な方法を模索・検討いたしましたが、ファンドの運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため。

b. 信託終了（繰上償還）の日程

公告日 (異議申立てを行うことができる受益者及び 受益権口数の確定)	平成26年6月12日
異議申立て期間	平成26年6月12日から 平成26年7月15日まで
新規の取得申込みの受付	平成26年7月18日まで
信託終了（繰上償還）予定日	平成26年9月26日

c . 異議申立てについて

委託会社は、上記b .の異議申立て期間内に平成26年6月12日現在の受益者一の方を対象に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について異議申立ての受付を行います。

異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成26年6月12日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り当ファンドの信託終了（繰上償還）を行います。なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成26年6月12日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。

平成26年6月11日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

（以下略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に $2.1\%^{*}$ （税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、 2.16% となります。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に 2.16% （税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 $0.7875\%^{*}$ （税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

* 消費税率が8%になった場合は、年率 0.81% となります。

（以下略）

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.81% （税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に $2.1\%^{*}$ （税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に 2.16% （税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（以下略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

<訂正後>

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

ただし、「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）の予定について」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、信託期間は平成26年9月26日までとなります。